

## 第2回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第33号 一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について
- 第 2 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第30号 いちき串木野市情報公開条例及びいちき串木野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第31号 いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第32号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 公下水特予算議案第2号 平成29年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 予算議案第2号 平成29年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第35号 いちき串木野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第95号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について
- 第11 議案第96号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定について
- 第12 閉会中の継続審査について
- 第13 閉会中の継続調査について
- 第14 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	神 菌 正 樹 君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍 神 卓 也 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財 政 課 長	田 中 和 幸 君
副 市	長	中屋謙治君	市 来 支 所 長	中 村 安 弘 君
教 育	長	有村孝君	教 委 総 務 課 長	木 下 琢 治 君
総 務 課	長	中尾重美君	消 防 長	前 屋 満 治 君
政 策 課	長	満 菌 健 士 郎 君		

平成29年6月30日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった5月分の例月出納検査の結果について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1 議案第33号

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第33号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案については地方自治法117条の規定により、西別府治議員の退席を求めます。

[9番西別府 治君退席]

○議長（中里純人君） 教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） おはようございます。

私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案1件の計4件であります。

去る6月22日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところでございます。

それでは、ただいま議題とされました議案第33号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結についてであります。

本案は、一般廃棄物管理型最終処分場建設工事に関し、請負変更契約を締結することについて議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、現在行われている最終処分場の土木工事において、盛土材として使用する改良土の数量などに変更が生じたため、請負金額を6,345

万円追加し、変更後の契約金額を9億1,640万円にしようとするものであります。

審査の中で、事前のボーリング調査は10カ所で十分だったのかと質したところ、当初7カ所のボーリングを計画していたが、現地調査を踏まえ、10カ所に増やして調査をした。工事の施工面積、構造物の種類に応じて一定の基準、考え方に基づいて経済的、合理的に必要な最小限の地点を調整したとの答弁であります。

また、これまでの請負変更契約により約1億1,000万円を追加されたが、市民の方々にどのように説明するのかと質したところ、機会を捉えて十分理解が得られるよう丁寧に説明をしていくとの答弁であります。

また、大規模事業の進め方として、基本計画を作成し、測量調査を行い、地質調査を実施した結果をもとに実施設計に入るという段階を踏むべきではないかと質したところ、実施設計に当たってはボーリング調査等を行う場合や重点的に測量してほしい場所等、実施設計を行う業者からの意見を求め、協議をしながら作業を進めるために同じ時期に発生したが、今後はより慎重に、また、現場がスムーズに進むように実施したいとの答弁であります。

また、当初契約の執行残を見込んで変更契約しているように見られかねないのではないかと質したところ、前回の変更契約、今回の変更契約とも、その必要性、内容をしっかりと理解が得られるように十分な説明に取り組んでいきたいとの答弁であります。

委員の中から、工事の追加が出てきた際には、設計額に落札率を掛けて追加するのではなく、業者との折衝が必要ではないか、今後検討してほしいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第33号についての審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これより教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○2番（福田道代君） 最終処分場のまた請負金額の変更ということが議題なんですけれども、ただ、

私がすごく心配しておりますのは、委員会の中でもそういう質問も出ておりましたが、やはり遮水シートごと山が崩壊していくんじゃないかというようなことが今、例えば現在の気象状況の中から、山の表層崩壊というのが何日か前、南日本新聞の一面にも出ておりましたけれども、そういうような状況が起こらないかということです。その件について質問があったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それともう1件は、この地域は土砂災害の警戒区域、イエローとかレッドとか県がそういう形で調査をしておりますけれども、それに入っているのかいないのかということがこの中で検討されたのかというのと、現場も委員会で調査をされておられました。その中で、このような対応の仕方ですと十分にあと最終処分場がつくれていくのかと委員会の中でそのような論議がされたのかどうか。

**○教育民生委員長（東 育代君）** ただいまの福田道代議員の質問にお答えいたします。

表層の崩壊について、あるいは警戒区域に入っているかということについては、審議はしておりません。

以上です。

**○2番（福田道代君）** 今後、土木のほうにも私も聞いていきたいと思っておりますけれども、遮水シートのところで、これが大丈夫かというようなのも意見として出されておりましたが、その件についてはいかがでしょうか。

**○教育民生委員長（東 育代君）** 遮水シートの件についてですが、今、ほとんど掘削も終わりました。ほとんどがもう盛り土のほうの作業になっておりますので、そういうことは発生しないというふうに認識しておりますという答弁でございましたので、遮水シートの件についても、一応委員会の中では当局にお答えをいただいたところでございます。

**○2番（福田道代君）** やはり表層崩壊の問題などを絡めたときに、この地域がレッドかイエローかという問題は抜きにしても、このところは本当に安全かどうかということは今後もきちんと調査をして、また、この上にさらに金額を上積みして、結局は使えなくなるということがないような、そういうよう

な最終処分場の建設を私は願うものです。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○7番（大六野一美君）** 最終処分場の必要性は十分認識をして、28億2,000万円で議決をした経緯がありますね。だから、平成27年12月議会で五千数十万円、今回また6,300万円、二度にわたって同じ工事の中で請負契約変更がなされておる。

委員会の中ではいろいろ議論されるということはお聞きをしておりますけれども、このことが全会一致という結論に至ったそのこととの整合性が非常にわかり知れないというふうに私は思っていますが、それが1点と、もう一つは、27年12月議会のときもそうでありましたけれども、市民説明をするということですね、今回も。だけど、どういう形で、広報で恐らく請負契約変更なんて言ったって、市民の方々には到底それは理解はされない範疇だろうというふうに思うんですよ。

だから、そういうことを踏まえますと、1億一千数百万円、契約よりも増えたわけですから、それはちゃんと必要性を含めながら、市民にちゃんと説明をする必要があるだろうというふうに思います。

さきの答弁では副市長、28億2,000万円の範囲内で終わりますよなんて悠長なことを言われてましたけど、そういうことではなくて、今、委員の中からあったということですが、やっぱり業者に対してももうちょっと厳しい部分が、あるいは、だとすれば原価でさせるとかね、その部分については何らかの対策をとらないと、到底市民に理解をされる案件ではないというふうに思っています。

それともう一つは、非常にいろいろな議論がある中で、委員会としてやっぱりこういうことが二度とないように、附帯決議等を出してすべきではなかったのかという思いをしておりますが、そういうことについてお伺いいたします。

**○教育民生委員長（東 育代君）** まず1点目の全会一致の整合性ということでしたが、委員会の中ではいろいろな意見が出ました。そういう意見の中で当局の説明もたくさんいただいたということで、結果的には全会一致ということでございます。

また、2点目の市民への説明についてということ

ですが、このことについては私たち委員会の中でも当局にどういう説明をするかとお聞きした経緯がありますが、あらゆる機会を見て説明するというところでございました。

附帯決議については、審議しておりません。

**○7番（大六野一美君）** やっぱり国をはじめとして、県、市町村が経緯として、前回もるる薩摩川内市の産廃の問題、あるいは南九州市ですか、のダム建設にかかわる問題等々、こういうことでしたよということが説明をされましたけれども、ただ、やっぱり民間工事と対比したときに、こういうことはあり得ないんですね。

それと、過去やっぱりこういう事業をして、契約以内で利益が出ました。それは市に還元しますよというようなことはまだ1回もあったというふうには聞いておりませんけれども、そういうことを捉えますと、これはルールとはいえ、これを粛々進めていくことに非常に疑義を私は感じます。

だから、委員会としてもうちょっと、先ほど言いましたように、業者に対して原価でやれとかいう等々の附帯決議を出すなり、あるいは県なり国なりに上げるなりということがあってもいいのではないかなという思いで聞いております。

**○教育民生委員長（東 育代君）** 御意見はお伺いしたところですが、委員会の中でもいろいろな方面からたくさんの意見を当局のほうに質した経緯はございますが、附帯決議については委員会としては審議しなかったということでございます。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○3番（田中和矢君）** この一般廃棄物の最終処分場の工事請負契約の増額変更契約について、これがもし仮に否決された場合には、市民生活にどのような影響が出るというようなことも話し合われたのか。

それから、工期が30年の2月までだと思んですが、そうしますと、生福の環境センターでの灰が捨て場がないということになります。そういった場合のこと。

それから、もう1点は、あの場所で以前にもありましたが、この工事がうまく工期内に終わらない、あるいはいろいろな不都合が生じた場合に、県の完

成検査が通らない事態が発生したり、それが最悪の場合には補助金の返納とかいうような問題等もあわせて検討されたのか、お聞きします。

**○教育民生委員長（東 育代君）** 最初の市民生活にどのようなということだったんですが、こういうことについては今回は審議しておりません。

それから工期については、工期的な面については天候もあろうと思いますが、これは絶対にもう譲れないものですので、工期は厳守してまいりますというふうに答弁をいただいているところです。

補助金の返納については、工期を厳守していくということで承りましたので、補助金の返納については審議はしておりません。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中里純人君）** ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第33号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について、宇都耕平議員の発言を許します。

[16番宇都耕平君登壇]

**○16番（宇都耕平君）** おはようございます。私は、反対の立場で討論いたします。

前回はいろいろと述べましたが、今回はさらっと反対いたします。市民もわかっておると思います。前回は5,049万1,041円を追加、変更契約締結の議案が賛成多数で議決されました。今回6月議会において6,345万円の追加であります。提案理由は御無理ごもつともでございます。理由づけであります。私は解せません。工事請負契約とは何なんだと感じます。市民感情としてはなおさら許されることではないでしょう。

私は基本的に、一般廃棄物管理型最終処分場を市来地区に建設するのは反対でありました。

これをもって反対討論といたします。できれば、県の産業廃棄物処分場エコパーク、川内にあります。本市の灰は処分を向こうにお願いする対策を考えるべきであると思います。

以上です。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中里純人君）** ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（中里純人君）** 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

[9番西別府 治君入場・着席]

△日程第2～日程第8

議案第29号～予算議案第2号一  
括上程

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第2、議案第29号から日程第8、予算議案第2号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

**○総務委員長（濱田 尚君）** 総務委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案1件の計4件であります。

去る6月21日、委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第29号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年3月29日に公布されたことに伴い、急を要したため、専決処分されたものであります。

説明によりますと、消防団員の損害補償の算定基礎となる額の加算額について、配偶者を433円から333円に引き下げ、子を217円から267円に引き上げるほか、配偶者がいない場合や配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額の見直しをするものであります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第30号いちき串木野市情報公開条例及

びいちき串木野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出、並びに活力ある経済社会、及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律等が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、改正しようとするものであります。

本案は、前回一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、改正の主な内容は、個人住民税において配偶者控除、配偶者特別控除の見直しであります。

配偶者控除の対象者について、配偶者の合計所得金額が38万円以下は控除を受けられていたものを、生計を一にする居住者の所得が1,000万円を超えると配偶者控除の適用がなくなるものであります。また、配偶者特別控除額の対象となる配偶者の合計所得金額の上限の引き上げをしようとするものであります。

次に、軽自動車関係において、グリーン化特例の期間を2年延長するほか、平成28年に発覚した自動車メーカーの燃費不正行為に伴う軽自動車税の不足額について自動車メーカーに納税義務を課する措置を講ずるものであります。

次に、固定資産税関係において、被災者生活再建支援法の適用があった市区町村区域を対象とする震災等により滅失した償却資産の代替資産として、震災発生から4年経過後の3月31日までに取得した代替資産の課税標準額を4年間に付き2分の1にするものと、わがまち特例の項目を新たに5項目追加し、固定資産税の軽減措置を図るものであります。

審査の中で、配偶者特別控除額の見直しに伴う本市の影響額について質したところ、現在、配偶者特別控除の対象者が488人であるが、今回の改正により対象者が1,200人となり、税収は約1,200万円の減

収が見込まれるが、全額国費で補填されるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号平成29年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,114万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億3,414万1,000円とするほか、第2条で地方債の補正であります。

それではまず、歳入の主なるものについて申し上げます。

18款繰越金2,007万1,000円は、今回の補正の所要財源として追加するものであります。20款市債1,420万円は農業基盤整備促進事業及び農業農村整備事業に係る土地改良事業債の追加であります。

次に、歳出について申し上げます。

2款総務費1項1目一般管理費598万4,000円は、国の地方創生人材支援制度による総務省からの職員受け入れに係る給与費等の計上であります。

説明によりますと、職員の氏名は松尾章弘氏、年齢は29歳、任期は平成29年7月1日から平成31年3月31日までとしております。着任後は地方創生統括監として地方版総合戦略、あるいは人口ビジョンの趣旨に沿って地域活性化、産業の活性化及び人口対策等に取り組むということであります。

6目企画費の移住定住促進事業150万円の追加は、一般財団法人地域活性化センターの助成事業を活用して借り上げた体験住宅の家財等を整備し、施設の利用による本市への移住定住の促進を図ろうとするものであります。

説明によりますと、お試し移住の体験住宅として市街地中心部はKACCHELに1ブース、市街地周辺部は羽島地域に貸し家確保することとあります。

審査の中で、KACCHELの入居者は神村学園の留学生、または企業への外国人研修生が入居すると理解していたがどうかと質したところ、国に交付金を申請する段階で神村学園の留学生、市内企業へ

の海外からの技術研修生、移住定住に向けたお試し居住者等を想定して事業の認定を受けているとの答弁であります。

9目企業立地対策費の海外貿易商談会出展助成事業88万円の追加は、8月17日から19日にかけて香港で開催される見本市に出展する会社3社に助成しようとするものであります。

10目共生協働推進費350万3,000円は、薩摩山公民館ほか2公民館の改修に係る自治公民館建設整備事業補助金100万3,000円の計上とれいめい羽島協議会の夏祭り用やぐらステージ及び提灯の購入に対するコミュニティ事業助成金250万円の計上であります。

審査の中で、コミュニティ助成事業の助成区分について質したところ、大きく分けて一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター等の整備事業、地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成助成事業等がメニューとなっているとの答弁であります。

12款公債費900万円は地域総合整備資金貸付金の繰上償還による償還元金の追加であります。

次に、第2条地方債の補正についてであります。

土地改良事業債1,420万円を追加し、起債の借入れ限度額を3,940万円としようとするものであります。

本案は、付託分について全会一致で議案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（中里純人君）** これから総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第2号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第29号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第30号いちき串木野市情報公開条例及びいちき串木野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

**○教育民生委員長（東 育代君）** ただいま議題とされました議案につきまして、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する必

要が生じたことにより専決処分されたものであります。

専決処分した主な内容は、低所得世帯に係る軽減の拡充を図るための軽減判定所得基準の見直しであります。

説明によりますと、軽減判定所得の被保険者に乗ずるべき1人当たりの金額を5割軽減の対象者については26万5,000円から27万円、2割軽減の対象者については48万円から49万円にそれぞれ引き上げるもので、これらに係る影響額としましては、新たに2割軽減を受ける世帯が25世帯で約36万円、2割軽減から5割軽減になる世帯が14世帯で約32万円、合計39世帯で約68万円の減を見込んでいるとのことであります。

本案は全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第32号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、低所得者対策として平成27年度から平成28年度まで軽減していた介護保険料第一段階の保険料率を平成29年度も継続するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、これに係る影響額としましては第一段階の対象者が1,957人、金額にしまして約700万円の減を見込んでいるとのことであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号平成29年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

4款衛生費の1項保健衛生費1目保健衛生総務費は日曜・祝日・夜間在宅当番医制事業296万1,000円の追加であります。

説明によりますと、これは日曜・祝日・夜間の緊急患者の医療を確保する事業の委託料の追加であり、医師会の決定により平成29年度から深夜時間帯の午後10時から翌朝8時半までを短縮して実施することになったことから、当初予算においては平成28年度の時間単価1,300円を基本に深夜帯の時間短縮分を減額して予算計上していたが、この事業を実施するに当たり、医療機関の負担や他市の委託状況等を勘

案して、休日昼間の時間帯を2,000円、夜間帯を2,500円に見直したとのことであります。

次に、10款教育費6項保健体育費5目体育センター管理費は、串木野体育センターの樹木、ワシントンパーム撤去に係る経費233万3,000円の追加であります。

説明によりますと、体育センターにはワシントンパームが12本あり、風の強い日には枝が落ちてくるなど近隣住民や体育センター利用者の皆様に不安な思いをさせるため、安全性の確保を図るため撤去するとのことであります。

予算議案第2号中委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育民生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（中里純人君）** これから教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第28号専決処分承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第32号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長宇都耕平君登壇〕

**○産業建設委員長（宇都耕平君）** 産業建設委員長報告。

私ども産業建設委員会に付託されました案件は予算議案2件、継続審査の請願1件及び継続審査の陳情1件の計4件であります。

去る6月23日に委員会を開催し、請願1件と陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。なお、審査に先立ち付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、予算議案第2号平成29年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入であります。

14款県支出金2項4目農林水産業費県補助金で、農業農村活性化推進施設等整備事業費960万円が主なるものであります。

次に、歳出であります。

6款農林水産業費1項7目農業施設維持費は松下地区などの農道整備に係る調査測量設計委託料340万円の計上であります。

審査の中で、農業競争力強化に向けた取組内容について質したところ、用水施設や農業生産基盤の整備を進めることで農地の利用権設定の促進や利用集積を図るとともに、新規就農者などの確保・育成により地域の営農体制が確立されることで、農業競争力の強化が図られるとの答弁であります。

9目土地改良事業費は萬福地区の用水路の改修で、対象事業延長409メートルに係る事業費2,400万円の計上であります。

説明によりますと、萬福池上流側の用水路は老朽化による漏水や山林内を通る開水路であるため、豪雨等の際は枝葉等による「つまり」などが発生し、

越水により水路法面の崩壊が著しい状況であった。その解消のため、開水路から波型パイプに変更し、用水の安定供給と維持管理費の節減を図るとのことです。

次に、7款商工費1項4目観光費は、観音ヶ池市民の池森等の観光スポットを年間を通じて誘客できる魅力ある観光地として整備するための観光スポット磨き上げ事業計画策定委託料480万円の計上であります。

審査の中で、本市全体の観光スポットをどのように整備し、観光スポット磨き上げ事業と関連づけていくのかと質したところ、観光スポット磨き上げ事業では、平成26年度に制定した観音ヶ池周辺整備計画をより具体化し、あわせて観音ヶ池を含めた市内にある観光スポットをより魅力的に線で結び、自然、歴史、文化等の背景をうまく活用した観光ルートづくりを行うことで交流人口の拡大を図りたいとの答弁であります。

また、現在観音ヶ池には桜の時期を中心に観光客が来られるので、年間を通して観光客に来ていただく構想が必要ではないかと質したところ、観音ヶ池の整備として桜の時期だけでなく、四季を感じる植栽等の整備計画や市全体の観光スポットと組み合わせることにより、観光地としての魅力度を上げる必要があるとの答弁でありました。

委員の中から、これまでの観光ルート等も活用した整備を行ってほしい。また、現在観光情報の発信場所が点在しているため、市が観光情報を集約し、情報発信基地としての中心的な役割を担ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

予算議案第2号中、委員会付託分については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第2号平成29年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、債務負担行為を設定するもので、串木野クリーンセンター長寿命化事業1期の期間と限度額を定めるものであります。

説明によりますと、今回の工事は水処理施設の機械設備を主に改築を行う計画であり、当初単年度ご

とに事業を行い、整備していく計画であったが、品質管理上、単年度で行うことは難しく、現地調査から機器製作、機器の撤去据付け及び試運転までの一連の工事として実施する計画があることから、平成30年度の債務負担行為を設定することです。

委員の中から、日本下水道事業団との連携の中でメンテナンス等の投資的な部分について検討し、今後は市独自で行える部分等を考慮することでトータルコストを抑えてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（中里純人君）** これから産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、公下水特予算議案第2号平成29年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第2号について討論・採決に入ります。

予算議案第2号平成29年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第35号

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第9、議案第35号いちき串木野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長大六野一美君登壇〕

**○議会運営委員長（大六野一美君）** ただいま議題とされました議案第35号いちき串木野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、いちき串木野市議会議員の政治倫理条例を制定するに当たり、条文を整理しようとするものであります。

以上で提案理由を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

**○議長（中里純人君）** これから質疑に入ります。

議案第35号いちき串木野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第35号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第35号いちき串木野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第95号

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第10、議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長大六野一美君登壇〕

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 私ども議会運営委員会に付託されました案件は単行議案2件であります。

去る平成28年12月26日から平成29年6月20日まで、計8回にわたり委員会を開催し、書類審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

それでは、ただいま議題とされました議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定についてであります。

本案は、平成28年第4回市議会定例会において、8名の議員によりいちき串木野市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき提示され、本委員会に付託されたものであります。

本案はいちき串木野市議会議員が市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与し、さらなる議会改革のため条例を制定しようとするものであります。

この条例の主な内容は、第3条では議員が遵守すべき政治倫理基準の具体的項目として、市が行う工事請負契約等に関し議員の口利きなどにより特定業者が有利になるよう働きかける行為の禁止などを規定しています。ここでの市の位置づけは、市が出資している団体及び市が補助金を交付している団体を含むとされております。

第4条では、議員は市の請負契約等に関して議員または議員の配偶者もしくは当該議員の3親等以内の親族が役員をしている企業、または自主的に経営

に關与する企業、もしくはこれに準ずる団体は、地方自治法第92の2の規定を遵守し、市との工事請負契約等を辞退しなければならないと規定されております。

第6条では、政治倫理審査会として、議長は調査の請求があった場合は、審査会の設置とその審査会に審査を付託することが規定されております。

まず、議会運営委員会で継続審査にした理由について申し上げます。

第1回の委員会審査において提出者から地方自治法第92条の2の規定を上回る3親等規制の妥当性、また法的部分についての文言整備等に関する検討をゆだねられ、今後委員会で条文の内容等について精査・検討する必要があることから、継続審査としたものであります。

審査の中で、第3条中の補助の規定について、ここでは市から請け負う業務量により判断するのではなく、補助金の金額で判断すべきであり、100万円が妥当ではないかという意見や、この補助金を交付している団体という規定を削除したほうがいいのかという意見が述べられました。

また、第4条中の3親等の規定については、提出者の願意を尊重し、高潔性を考えれば、3親等規制でよいという意見や、今後若い人の立候補などを考慮すると縛りが厳しすぎることから、2親等でよいという意見や、議員は公職選挙法と地方自治法第92条の2で資格はきちんと律されていることから、「議員の配偶者もしくは当該議員の3親等以内の親族が役員をしている企業または実質的に経営に關与する企業、もしくはこれに準ずる団体」の文言は必要ないという意見が述べられたのであります。

このような中、これまで協議した内容についての修正案が平成29年6月19日に委員から提出がありました。修正案の内容は、原案に対する各条文の法的整備等が必要な箇所についての修正案、第3条中の「補助」を「運営補助金100万円以上」に、また、第4条中の「3親等」を「2親等」にするという内容の修正案であります。

委員の中から、議案の審査は委員個人の意見を述べるだけで、内容の審査が深まることはなかった。

全議員が大方理解できる形の修正案を作成することが議会運営委員会の務めであると思っているとの反対討論が述べられたのであります。

議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例に対する修正案については、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。また、修正部分を除く原案についても、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定についての審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（中里純人君）** これより議会運営委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**○5番（西中間義徳君）** 4条で議員または当該議員の配偶者もしくは当該議員の、修正案で2親等以内の親族が役員をしている企業とありますけれども、この企業はなぜ市が行う工事の請負契約を辞退するように努めなければならないのかを教えてください。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** いろいろな先進事例を学びながら、いろいろ精査をしましたときに、あるいは竹之内議員の提案内容もそういうことで、他市の状況に鑑みても全く本市が逸脱をしているというふうには思いませんでしたので、委員の賛成多数でそういうことで結論をみたところであります。

**○5番（西中間義徳君）** この4条で、原案では3親等以内の親族という形から2親等以内の親族というふうに変っているんですけども、その経緯と審議の内容を教えてください。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 提案者の原案は3親等ということでした。全国各地で3親等の条例を制定しておるところがあります。ただ、本市の弁護士等々のいろいろな御意見を参考にしますと、3親等でも問題はないけれども、まだそういったことでの裁判は前例がないということ等を踏まえまして、6月19日松崎議員のほうからそういうことでの修正案が出され、それについて議運で議論したところ、そういうことであれば2親等ということでの結論をみたところであります。

**○5番（西中間義徳君）** 今回政治倫理条例というのを定めるんですけども、私は政治倫理条例に反対するわけではないんですけども、しかし、今回の手法というのは8名の議員で議案という形で出して、そして今回こういう形になったと。

本来であれば、全会一致という形、議会基本条例のように議運でもんで、それを全協で精査してやったことを考えれば、今回はそういう部分が見えなかったというふうに思います。その点はいかがでしょう。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 議員倫理条例については約10年前から市民のいろいろな声がある中で、議会運営委員会としても先進地に学んだりいろいろしながら、勉強してまいりました。

しかし、議会運営委員会としては、まだ時期尚早だよねということでその結論には至っておりませんでしたけれども、昨年12月議員提案ということで議運に諮られましたので、一つの議案として審議をしながら、こういう結論をみたところでありました。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○2番（福田道代君）** 先ほどから6名の議運の議員で審査をしてきたということで、西中間議員にもそういうような報告でしたけれども、この議案というのは私たち議員全体にかかわるものなんですね。

私たち議員としてはこういうことをつくるには賛成なんですけれども、本来は議運の中で可決と違って、採択をされるとかいう内容じゃなくて、全員の合意が必要なものだと思っております。そういう意味も含めて、なかなか議員個人には、個々にはなかなかこの問題が反映されてこなかったという、私たち個人の問題なのに、それがなかなか議運の中では論議をされていたかもわからないけど、内容が伝わってこなかったというのが、私は特に、そういう意味ではこの問題としてはちょっと疑問を持っているんですけども。

そういう中で、特に第1条、このところは原案より修正案の内容というのは、原案は首長や議員が住民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないという視点が貫かれておりますけれども、しかし、二つ目の問題では、地位の影響力については職務に

関してわいろを受け取った場合とかいうもので、地位の影響力を行使したと、何かそこあたりが、その地位の影響力を行使して思慮をはかっていく政治倫理に反する行為としては規制をしているんですけども、この内容を原案削除というのは好ましくないなという思いがいたします。

その点についてはいかがなのかという問題と、二つ目の問題ですが、これは修正案では単なる努力規定ということになっているんですけども、第2条の問題ですね、ということになっているんですけども、原案では市民に対してその高潔性を明らかにしなければならないとする政治倫理行動の義務規定を明記しているけれども、これも修正案では後退しているんじゃないかというのと、三つ目の問題で、3条の政治倫理の基準ですね。それで原案では先ほどもうちょっとあったんですけど、「市が補助を交付している団体を含む」と広範囲に規定をしているのに対して、修正案では「運営の補助金を100万円以上交付している団体」と狭く規定しているのはなぜなのかという問題と現象を広範囲に規定する原案が私はよいのではないかと思うんですけども。

そして、補助金を100万円以上交付している団体は幾つあって、運営補助金100万円未満交付している団体は幾つあるのか、これをやはり明らかにすべきではないかと思っております。

そして、先ほど3親等の問題もありましたけれども、このところは2親等の問題ですけども、この条項は努力規定ということであって禁止規定にすることはできないんですけど、地方自治法とか憲法とかの規定によってそういうような抵触論議を避けるためになっているんですけども、そしてこの中で2親等の問題にしても別に内容的にはそういうふうなのではこういう内容でもいいかなという思いはいたしますけれども。

そしてあと、第5条のところで調査の請求の問題についてなんですけれども、これはちょっと厳しい中身じゃないかなと思っておりますけど、「証拠を求める」というところで、証拠ということがやはりそういう証拠ということじゃなくて、通常的にはほかの進んだ自治体ではちょっと伺ったことがあるん

ですけど、政治倫理基準の各号にこれは違反する内容で、そういう事柄があるときには、「これを証する資料を添えて」という条文にしているということをして伺っているんですけども、その問題ですね。

それと、署名の問題で100分の1ということで、その連署が集まらなければ調査請求ができないということは、これはやはり一人ひとりが情報公開とか開示を求めるといって住民監査の請求ができるんじゃないかということで、政治倫理条例は1人でもできるような条例にすべきだと思いますし。

あと、もう一つ政治倫理条例には三つの柱とか三つの梁とかいう形で言われているんですけども、三つの柱というのは政治倫理基準の問題とか、請負禁止、そして資産公開というのがあるんですけども、また、三つの梁ということでは政治倫理審査会、市民の調査請求権の問題ですね。あとは問責制度というようなこの考えからいきますと、資産公開の条文が必要だと思うんですけど、以上の点についてちょっとお伺いをいたします。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 委員長答弁よりも長い質疑を聞きましたので、ちょっと何がどうかわからん部分もあろうかと思いますが、とりあえずは当局の規制はなぜしなかったのよということのようであります。

ただ、議員倫理条例は議員みずからに關することであり、他市、他県でいろいろな不祥事がありますようにその大きなことがないうちに倫理条例をつくりましょうよと。その中でどういう条文がいいのよということで、先進地の条例等々に学びながら、こういう条例整備をしたところでもあります。

当局についても、今、鹿児島市議会もそうですが、つくろうという機運になっています。それはそれとして、当局に任せるべきであろうと。議員として当局の倫理条例云々と言えるところには私どもはないんじゃないのかなというふうに思います。

それと、100万円以上となぜしたのよということですが、3万、5万、補助をもらっていてそれだけの権力行使はできないだろうし、あるいは役員にもなり手がおらんときにそういう微細な部分についての役員にもつかないかんという思いから、100万円

以上としたところであります。

まあ3親等、2親等ということではありますが、先ほど言いましたように2親等の裁判事例は出ていますけれども、3親等のまだ裁判事例がないということ等を考えますと、先ほど言いました市の顧問弁護士等々の見解を聞きますと、2親等が妥当であろうという見解をいただきましたので、2親等としたところであります。

調査請求権については、証拠を示さないとただうわさだけであつた、こうだつたということではいろいろな形に影響が出てきますので、その事実をちゃんとした形で押さえて、証拠書類として提出をして、審査請求をするということでもあります。

福田議員、いろいろありましたけど、主な質問については以上です。

**○2番（福田道代君）** その中でちょっと答弁していただきたいのは、100万円以上受けている団体の数と、わかっていたら100万円未満を交付している団体の数、それをお願いしたいということと、あと、先ほどの調査の請求という意味で申しましたら、証拠を求めているということになりましたら、市民の調査請求を行使することが困難になってしまうんじゃないかなという思いがあるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 本市における100万円以上の補助を受けている団体は15団体であります。ただ、いわゆる1万円から99万円までの補助をしている団体についてはちょっと調査をしておりません。

それと、今、市民団体のほうから証拠云々、それは難しいんじゃないかということですけども、先ほども答弁をいたしましたけど、ただうわさが先行してそうなることの危惧を考えますと、やはり確固たる事実に基づいて証拠を添付して請求する、ということ以外にないであろうということでもあります。

**○2番（福田道代君）** もう一つは、特に兵庫県の淡路島の洲本を参考という形で調査にも行かれていたんですけども、そこでは先ほど言われた市長の倫理条例も一緒につくられていたのではないかなと思うんですけども。

それと今、鹿児島市では森市長の2,500万円の問題というのがあって、この12月までに市長の倫理条例をつくっていくということを市長自ら言われておりまして、12月までにさまざまな内容で検討していくということになっておりますけれども、そういうようなことは別に議会がやる、やらないの問題ではなくて、一緒にとるべき行為だし、そして審議をしていくという内容も審議会というのは議員だけではなくて、市長とか副市長も含めて入るべき内容じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** たしかに淡路島の洲本市に行って学びました。ただ、ここは当局が条例をつくっているのは合併前の町長がそういう悪いことをしてと言いましょか、便宜を図ってと言いましょか、そういう事例があって条例を制定しなきゃいかんということになったようであります。

だからまだ今、本市はそういういかがわしい案件がありませんので、それは当局が考えることであろうというふうに思います。ちなみに、洲本の場合も3親等で条例制定をしておりますけれども、もう3回ほどですか、選挙もやっております。だから、そういう該当者が当時3名おったようだけれども、彼らは身を引いて新人が8名当選したという結果もあるようであります。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○9番（西別府 治君）** 先ほどの発言の中に、大きなことがないうちにこの条例を制定するという発言がありました。そして、3親等から2親等に移っております。このことが妥当であるという判断をされておりますが、地方自治法92条の2の趣旨に照らすと、2親等の議員ということの一律に規制をかけていますよね。2親等であればと。過度な規制の余地があるのではないかと。合憲なのかということをもまず一つお聞きしたいと思います。

それから、我々の最高規範であります基本条例、つくってありますが、5章自由討議による合意の形成というのがあります。これは、合意形成に向けた議員間の相互の自由討議を行うと基本条例の中に書いてあります。やるべきということですね。やらんといかん。それから7章、委員会の適切な運営。議

員が自由に情報及び意見を交換する場を設けなさい、設けんといかん条例ですよ、これ。7章です。

こちらあたりを勘案した中で、基本条例を制定するときには一言一句全ての文言において議運、そして全協、そしてまた議運というこの繰り返しをずっと行って最終的に条例制定をして、全会一致でしたわけでございますね。

この今回の倫理の審議時間、8回とおっしゃいましたね、委員会がありましたと。8回のうちこの倫理だけ審査したんじゃないかと、その8回の中の一部分が倫理であったということでもありますよね。最後のほうはもう倫理だけでございましたけれども。いわゆる最高規範の基本条例等も含めながら、審議時間がなぜこれだけ少なかったかということをお聞きをしたいと思います。

委員会のあり方等含めて、まずお聞きしたいと思います。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 審議する時間が短かったのではないのかということではありますが、議会運営委員会としても議員倫理条例について過去学んできました。先進地も行ってきました。下関であり、山陽小野田であり、そういうこと等を踏まえて、議会運営委員会として制定はできないものだろうかということでも議論をしましたけれども、先ほど言いましたが、今はまだ時期尚早だと。いいものをつくるべきよねという大方の意見の中で議論をしている中で、昨年12月、竹之内議員から議員提案としてこういうのが出てきた。

顧問弁護士等々にいろいろ法整備をしてもらう中で、3親等も憲法違反ではないとは思いますが、2親等は裁判事例もあるから2親等が妥当だよという見解をいただきましたので、いろいろ提案者の願意に基づけば厳しい3親等よと。いや、自治法あるいは公選法でもあるんだから外すべきよと。いや、厳しいから2親等でもいいんじゃないかと、いろいろな議論がされた結果、修正案という形でこういうことでも出てきましたので、どういうふうにするか。過去、いろいろ審議をしてきたんだから、採決をしてくれんかという声があった。異議もありました。結果、賛成多数で結論を出したところであります。

だから、2親等が合憲かという質問ですけども、広島府の問題等考えますと、あそこは二転三転しましたが、最終的には合憲という結論が出ていますね。

だから、多くの自治体が2親等でありますけれども、先ほど言いました淡路島の洲本市なんかは3親等規制をしている。だから、3親等についてはまだ裁判事例がないから、事例のあった2親等が妥当ですよということでの2親等規制であります。そういうことです。

基本条例の一字一句については当然制定をするときは自覚をしておりますけれども、このことについて基本条例との整合性は審議をした記憶はございません。

審議時間が少ないんじゃないかということについては冒頭申し上げました。議会運営委員会として市民の声を受けて倫理条例を策定しようよということで、いろいろ議論しました。だけど、基本、議会運営委員会は全会一致が原則論の中で、今は時期尚早だよということ、議論の途中でした。そこに竹之内議員から昨年12月議会で議員提案をされて、その後8回にわたって審議をしてきたということになります。

自由闊達な討議についてはなされたというふうに理解をしております。賛否いろいろありました。先ほど言いましたように、自治法で守られている、あるいは公選法で守られているから必要ないんじゃないかという意見。提案者の願意を考えれば3親等でいくべきよという意見。だけどやっぱり裁判事例がないことを考えると2親等にすべきよねという意見等々いろいろあった中でもう修正案が出た段階で採決をしてくれということでお諮りをしていき、異議がありました。

そういうことで、最大の注意を払いながら結論を出したつもりです。

**〇9番（西別府 治君）** まず、その基本条例をつくるときに学んだから時間数は少なくともよかったんだというような内容の発言にとれるように私は聞きます。

そして、この5章、7章、自由討議、委員会の適

切な運営。これについては議論をしなかったという発言であります。これについて議論をしなかったんじゃないくて、この5章、7章を使って議会運営委員会の中で慎重なる、十分なる審議をするべきであるわけですから、そのこと自体も討議をしなかった。

全くそれは説明になっていませんので、3回しかありませんからね。正確に説明をしていただきたいと思います。そして、これ1回だけでした。全協が開かれたのはね。開かれました。その中で多くの意見が出されたわけですね。そして、その意見については議運に持ち帰って審議をやるということで全協を終了しました。

そして、この条例が市民の福祉の向上についてどれだけ貢献するかということ質問をしましたが、その件も含めて竹之内議員から議運で説明をするという答弁でありました。ただ、その全協であった内容につきまして、議運でたった1回の全協の内容を協議されたんですか。

最高規範の基本条例5章、7章、ここらあたりをしっかりと履行することにおいて、当然答えが出て、そしてまた審議されたのであれば、やりますよということで答弁をもらっていますからね、その時。その答えを全協ないしその他の会議において説明があるべきですよ。それすらしていない。だから、審議がたった1回の全協の審議が議運にも反映されていない。そんな内容であります。

それから、大きなことがないうちということ、そういった発言も先ほどからありますが、この2親等の府中のことを採り上げて、最高裁の小法廷ですけど、言われましたね。判例があるからと。その判例自体が一律にかけるということ自体とは別にまた裁判の中で21条の議員活動の自由とかさまざまなことがありますけど、判例があったからそうなんですか。府中市と今、私たちが条例をつくろうとしている環境が全く一緒なんです。一緒なんです。

やはり、そこらあたりが一律にかける、2親等であれば必ずかけると書いてありますよね、これ。書いてあります。読んでみましょか。「議員または当該議員の配偶者、もしくは当該議員の2親等以内の親族が役員をしている企業」、決めているんです

よ、これ。府中市と我々のこの環境と。そして府中市が問題になった最高裁までいった事例案件と、ただ単に答弁は府中の案件であった。それで認められているから。そういうのは一律にかけていることに対する理由として説明が足りていないし、なぜ一律としてかけるのかと。そこらあたりを違法性はないのか。そこらあたりについてもお伺いします。

3回しかありませんからね。最高規範の基本条例5章、7章が本当に遂行されずに、その理由が全協でたった1回しか諮られなかった全協の答弁、明確に提案者が言いましたからね。市民の福祉向上にどう貢献するのかということについては議運でやってくれと、話をしてくれと。それがありませんね。

そして、府中市と我々とのこの環境の差、なぜ一律にかけているかというその理由、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 府中市の問題、府中市と一緒にじゃないんじゃないのか。今、御案内のように全国各地でさまざまな不祥事が発生をしておる。市民の声からもいろいろな声があることは周知の事実であります。だから、それをもって議員提案をされたものであります。

府中市と一緒にだということは言いませんが、市の顧問弁護士の見解が2親等が妥当であるということ踏まえて、提案者は3親等でしたけれども、2親等に提案があり、2親等で結論を出したところあります。

基本条例との問題は確かにそういう全協では文言ありましたけれども、議運の中ではそれとの整合性を云々という話は出てきませんでした。先ほど来言いますように、基本条例あるいは自治法、公選法等で規制がかかっているんだから必要ないじゃないかという意見もあったのも事実であります。

しかしながら、いろいろな議論を重ねる中で提案がなされ、申請がなされ、そして最終的には今、委員長報告をしました結論で落ちついたということあります。何もその条件が府中と同じだとは思っておりませんし、言ってもおりません。ただ、そういう判決事例があったという事実だけは小法廷であろうと何であろうと裁判の判決ですから、非常に重い

ものだろうというふうに思っております。

全協で説明後、先ほどありましたように基本条例と精査をしながら進める進め方はしておりません。そういう話もございませんでした。

もう一つは、市民の福祉の向上が云々という文言は提案者の願意でありまして、そのことについては何も委員の中から意見は出なかったところでありませぬ。

当然議運の中では先ほどから何回も同じことを言っておりますが、いろいろな意見がありました。第何回でしょうか、そのときからずっと同じような個々の意見があった。そういうことを踏まえて松崎議員から3条、4条についての修正案が出されてどうするか、早く採決してくれんかということ等を踏まえて、異議もありましたけれども十分審議はなされたというふうに私は理解をしております。

**○9番（西別府 治君）** 一律に2親等をつける。これ、妥当という話をされておりましたが、何が妥当なんですか。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 裁判例が妥当。

**○9番（西別府 治君）** いや、発言中ですよ。裁判例のことについては府中市の話をしているだけであって、何が妥当なのかと。妥当だと見解をいただいたと。どういう理由で妥当なのか。委員会としてどういう理由で妥当なのか。

そして、全協と議運の関係はないと発言をされましたが、倫理条例制定に当たっては、全議員に大きくかかわる問題であります。それを全協と議運の関係はないよ、これ自体が5章、7章に対する基本条例に対する履行がされていない。全くそのことではないかと思うわけであります。

そして基本条例で学んだと。多くのことを学んだからショートカットして話を進めていったという、ほとんど議論をすることなく進めていったという内容にしか聞こえないわけであります。それは市民の福祉にどのように答えるのかという議論を委員会の中から出なかったから議論をしなかったという答弁であります。

これ、3回目ですからね。答弁でやります。これ、どういうことですか。全協を開いて、そして答えを

出してくれと。出しますよと竹之内議員は明確に議運で審議してくれと。その件についても議運で審議してくれということでありました。わかりましたと。

委員の中から出なかったから審議しませんでした。これほど大切な倫理条例をそういった審議をしなかった、出なかったからやらなかった。そしていいですか、見解をいただいた、妥当であった。その言葉だけしかなく、何が妥当なんだという具体的な委員会での審査もない。そして一律かけることが本当に合憲なのか。そういった答弁もいただいております。

府中がだったから。先例に基づいてとか。そういうことではない。そしてまた、顧問弁護士がいろいろなことを言うておりますが、具体的に顧問弁護士もまあ妥当でありますよねということではない。じゃあ何が妥当なのかということ委員会、我々議会が決める倫理条例であります。たった1回しか開かれなかった全協の答えも出ない、今、出ていませんね。そして、妥当であるということではか答えが出てきていない。

まして、最高規範の自由討議や委員会の適切な運営、このこともされない。その理由としていいですか、おっしゃったんですよ、全協と議運の関係は今回はないんだとおっしゃったんですよ、あなたが。そんな状況の中でこの倫理条例ができ上がってきていると。

3回までですからね。明確に全協と議運の関係がないとおっしゃった理由、そして妥当であると思った理由を先ほどから聞いていますからね、府中の件、顧問弁護士の件。委員会として我々の議会として妥当であるという理由。よろしいですか。もう一度お願いします。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 竹之内議員が議員提案された原案をもっているいろいろと議運で語りながら、おかしいのよねという部分も含めて市の顧問弁護士に相談をし、そしてその修正後、議運でいろいろ議論をしました。

3条、4条についてはいろいろ議論をされましたけれども、今、西別府議員が言われるような基本条例との整合性について云々ということの議論は出て

こなかったです。ゆえに、それはやっております。

それと、2親等で合憲かという問題、これは法律の顧問弁護士が示した見解でありますから、それ以上の知識は私ども持ち合わせておりません。少なくとも、このことについてはそういう見解がある中で、3親等も合憲だとは言えないという見解はありましたけれども、ただ、裁判例がないよねということ等を踏まえて、2親等の修正が出てきました。それでどうするか。だけれども議論は今までしてきたやないかと、早く採決してくれよということで、去る先日の議会運営委員会で結論を見たところであります。

それと私は全協と議運とは全く関係がないとは言っていない。全協で説明していろいろありました。だけれどそれを竹之内議員からありましたように、議運で諮ってくれよ、ということで持ち帰って議運で今、言ったような経緯で審査、議論をしたところであります。だから、全協と議運と何の関係もなかよということ私を一言も言っていない。その後についてはこうでしたよということ言っただけです。

基本条例を学びながら議論は少ないんじゃないか。先ほども言いました、議運としても政治倫理条例をつくらないかんよねということで、山陽小野田あるいは下関に行きました。だけれど、議運は全会一致の原理原則論から今は時期尚早だよね、ということで議運としてはそういう途中経過でした。そこで、議員提案という形で出てきましたので、どのようにするか。

今、御案内のとおり議運でということで議運で預かったわけで、議運でいろいろと議論してきました。だから、法律的にはさほどわかりませんが、可能な限り審議はしてまいりました。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○15番（原口政敏君）** この政治倫理の審議は私は決めなければいけないと以前から思っております。そこで、まず議員が公共事業に携わることは、これはもうやめないかんと思うんですよ。したがって、私が基本条例の時には議運長でございました。たしかですね、審議を1年ぐらいかけたと思っております。議運と一つ一つ全協とキャッチボー

ル方式で一つの問題でもみんな議論して、理解をいただいて基本条例ができ上がったと私は思っているんですよ。

別にこの全面的に基本条例に反対するわけでもありませんが、もうちょっとばっかり全協なり開いて、その考えはなかったのか。もう2間は聞きませんから、議運でそのようなお話はなかったのかですね。もうちょっと私としましては、キャッチボール方式で時間をかけていただきたかったなと思いがございますが、そのお考えはなったのか。もう2問目は聞きませんので、お答えしていただきたいと思います。

**○議会運営委員長（大六野一美君）** 先ほど来言っておりますように、議会運営委員会としていろいろと倫理条例に学んでまいりました。だけど、全会一致が原理原則論の中で議運としては時期尚早よねという中で昨年12月の竹之内議員の議員提案であります。

しかし、いろいろな箇所で法整備する部分があるということで、市町村長議会の事務局やいろいろな精査をしていただいて、ここはこうがいいよね、ああでいいよね、ということで指摘を受けましたので、それは議運としてはお諮りをしました。

だから今、西別府議員が言われるように、その3条、4条以外で云々ということは余り大きな議論にはなっておりません。一番中心は3条、4条はどうすべきよというのが一番大きな議論でありました。

だから今、原口議員が言われますように拙速に結論を出したということではありませんで、竹之内議員の提案の願意を推察するに、次期選挙からはそれが適用できるようにという思いであったというふうにお伺いしておりますので、それにはやっぱり市民周知を含めて今議会でないとおくれるであろうという思いで、今回そういう結論を出したところであります。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**○17番（福田清宏君）** 修正の動議をお願いします。

**○議長（中里純人君）** ただいま福田議員から修正

の動議が出されましたが、福田議員にお尋ねしますが、修正案の準備はできておりますか。

**○17番（福田清宏君）** はい。

**○議長（中里純人君）** 修正案の準備はできているということでございます。

この動議に賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 賛成者がありますので、動議は成立しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時40分

**○議長（中里純人君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付しました福田清宏議員、宇都耕平議員提出の修正案につきましては、直ちに本日の日程第10、議案第95号とあわせて審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、福田清宏議員、宇都耕平議員提出の修正案は直ちに本日の日程第10、議案第95号とあわせて審議することに決定しました。

それでは、議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例に対する修正案について、福田清宏議員に説明を求めます。

〔17番福田清宏君登壇〕

**○17番（福田清宏君）** 議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について、主なる修正の第1条、第3条、第4条について説明いたします。

第1条については、議案第95号が提案をされました昨年の12月の定例会において、いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定は基本条例に違反しているのではないかと指摘をしました。先ほど議案35号として可決されました、その中の第17条第2項をここに加えてあります。そして、「いちき串木野市議会基本条例第17条第2項の規定に基づき」という

ことで加えてあります。

第3条と第4条につきましては、地方自治法、議員の兼職禁止、第92条の2を前提として、この法は市と議員本人のことについてのことでありまして、親戚や企業等々はかかわりないとしておりますので、この部分を削除したということでございます。

今回、修正案を提出しましたことにつきましては、議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定についての修正案について申し上げます。

私は、元来いちき串木野市議会には長年にわたり、先輩諸氏が築き上げてこられた議会のよき伝統と権威があり、あわせて立派な申し合わせがつけられてきていると思っております。

議員は地方自治法や公職選挙法等のもとに活動していることに鑑み、法に抵触する特別な事案がある場合を除き、議員政治倫理条例の制定は見合わすべきであり、時期尚早であると申し上げてきました。

ところが、去る平成28年12月定例会最終日に大六野一美議会運営委員長のもとに議会運営委員会において継続審査中の政治倫理条例の案件が、提出者竹之内勉議員をはじめ、賛成者7名の議員により議案第95号として提案されました。このことは、議員の提案権に基づくといえども、議会運営委員会の審査権の侵害にはなりませんでしょうか。

議案第95号は、平成28年12月定例会最終日に議会運営委員会に付託されました。ところが、第1回目の議会運営委員会が開催される前に議案第95号は添削、修正され、あわせて原案にない条文が中里純人議長により書き加えられて、審査が始まりました。

議会運営委員会委員の中に議案第95号の提出に賛成者となった濱田尚議員と東育代議員がおられます。このような中での審査は公平さを欠くと思われませんか。

意見を徴取することが議会運営委員会の主な審査の中で、これから第3条及び第4条の審査が熟していくであろうというとき、6月20日の議会運営委員会において大六野一美委員長は、委員会で今まで出された意見をまとめて提案することなく、さらには審査を重ねていこうとすることもなく、突然に議会運営委員会の審査に一身上の都合もあって数回とな

く欠席されていた副委員長の松崎幹夫委員から修正案が出され、賛成多数で議題に供され、継続審査の発言も否決して、これまた賛成多数で採決されました。修正案が出され、審査を中断したことは審査権の侵害にはならないでしょうか。

このような経緯を経て提出されました議案第95号に対して、地方自治法や公職選挙法等を参考にして、先ほど申し上げましたようにここに修正案を提出いたしました。議員各位御案内のとおり議案第95号は、全議員はもちろんのこと、市民全体にかかわりのある条例ゆえに、いちき串木野市議会基本条例の制定と同様な議員全員による審議討論が繰り返し行われることもなく、成案化されたことはまことに残念なことでもあります。

市議会の最高規範であるいちき串木野市議会基本条例の前段には「積極的な情報交換、議会活動への市民参加の推進、議員間の自由闊達な討議、執行機関との緊張保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、政治倫理の遵守等について基準を設け、これを厳格に実践することにより、その責務を果たし、市民の負託に応え得る議会を築くため、本条例を制定する」とあります。

今回のことは、委員会審査の審査権、調査権の侵害に当たるのではないのでしょうか。言論の府の議会や議員間討論の危機と捉えております。議員各位の賢明なる判断を仰ぎ、修正動議提出の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（中里純人君）** これから質疑に入ります。

福田清宏議員、宇都耕平議員提出の議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例に対する修正案について、質疑はありませんか。

**○9番（西別府 治君）** 今、提案理由の中に第1回目の前に修正の原文が書き加えられたという内容の説明がございましたが、中里議長がという発言がございましたが、これ、明確な発言であったわけですか。そこをお聞きしたいと思います。

**○17番（福田清宏君）** 全員協議会の席で議長からその発言がありましたので、後日の議会運営委員会で確認をいたしました。そのとおりであるという議長からの返事をいただいております。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定については、議会運営委員会の修正案及び福田清宏議員、宇都耕平議員提出の修正案が提出されておりますので、原案及び修正案について一括して討論を行います。

議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について、並びに議会運営委員会の修正案、及び福田清宏議員、宇都耕平議員提出の修正案について、宇都耕平議員の発言を許します。

[16番宇都耕平君登壇]

**○16番（宇都耕平君）** 私は、議案95号いちき串木野市市議会議員の政治倫理条例の制定については、反対の立場で討論いたします。

余りにも拙速過ぎる制定と考えます。10月末には市長選及び議員の選挙が予定されております。私は、政治倫理条例は必要であるということは十分にわかっておりますが、新しい選良のもと市長及び議員の政治倫理条例を議員間討論を行い、議員基本条例を制定したときのような審議を尽くし、制定すべきと考えます。よって、議員全員での審議も尽くされない中での制定はおかしいのではないかと思います、反対であります。

よって、これを反対討論といたします。議員の皆さんの良心、良識のもとに判断されますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（中里純人君）** 次に、下迫田良信議員の発言を許します。

[14番下迫田良信君登壇]

**○14番（下迫田良信君）** 議案第95号政治倫理条例について、賛成の立場で討論いたします。

私は、市民にこの条例案について見解をお伺いしたところ、議員職にある人は政治腐敗をなくし、市政に対する市民の信頼を築く上からもごく当たり前で当然のことであると評価をされておられます。

ここで、条例案についてこれまでの経緯をひもときますと、平成21年度までさかのぼりますが、当時

九州管内では福岡県の市町村が条例制定を多くされており、赤字団体であった旧赤池町、現在の福智町に再建の取り組みと条例制定について研修を行った前後に、有志で本市独自の政治倫理条例提案を模索をしたのですが、機が熟さず今日まで持ち越しになっていたところであります。

その後、深く潜行しながらも県内外の状況を調査研究し、平成26年に倫理条例で係争中の広島県府中市に無理を押しして研修させていただき、翌27年には町政ではありましたが、茨城県城里町に出向き、平成17年の1町2村の合併協議会の中で制定を前提とした先進事例を学んできております。

さらに、本年1月に兵庫県淡路島の洲本市に赴き、研修を重ね、請負契約に関する条項では調査先はいずれも2親等あるいは3親等に定めており、特に洲本市は3親等を堅持し、制定前は条例に抵触をする議員が3名おられました。制定後は保身もされず、潔く辞退をされておられます。また、これまでの調査先で制定後は影響として新人が立候補をしにくくなるのではないかとお尋ねを申し上げたところ、そのような事例は余り耳にしないという報告をいただきました。

私ども市議会は、県下43市町村に先駆けていち早く議会報告会を実践しており、開かれた議会づくりの先駆者でもあろうかと思っております。このたびの条例案は他市に比べ一歩も二歩も踏み込んでおり、なれ合いやギブアンドテイクを排除し、より実効性や高潔性を求めており、他市のモデルにもなるのではないかと思う次第でございます。

なお、先ほど修正案が動議されましたが、この条例案をよりよくするための修正ならば市民目線から見ても同調できますが、3条、4条に至っては主義主張はいろいろあっても骨抜き修正、保身のためではないかと疑義を感じるところであります。

結びに、平成21年から足かけ9年の歳月をかけ、本市の実情をしっかりと捉え、議員として市民から高度な倫理性や連結を求められていることを自覚して、常に清廉で誠実公正をモットーに最小限の遵守事項を定めたこの条例案は、正常で民主的ないちき串木野市の発展に寄与するものと確信をいたしておりま

す。

どうか議員の皆様方、良識をもって御賛同賜りますよう心からお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

**○議長（中里純人君）** 次に、平石耕二議員の発言を許します。

[4番平石耕二君登壇]

**○4番（平石耕二君）** 私は、議案第95号に対して反対の立場で意見を申し述べます。

倫理とは、広辞苑によりますと人間の踏み行すべき道、人間関係や秩序を保持する道徳と解釈されております。いちき串木野市議会議員の政治倫理条例は、目的にありますとおりにまして我々市議会議員は政治倫理の確立を図り、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与しなければならないのであります。

皆さん、思い起こしてください。私たちは我々議員の手によって平成25年6月議会におきまして、もろもろの討議を重ねた上で、いちき串木野市議会基本条例をつくり上げました。基本条例第3条議員の活動原則によれば、議会が言論の場であること、及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討論を重んじること、また、第5章自由討議には、議会は言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

さらに、第18条最高規範性にありますとおり、この条例は議会の運営における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則、その他規定を制定してはならないという内容を果たしてクリアしているのでしょうか。果たして十分な討議を重ねたのでありましようか。

私は倫理性を持った条例の制定に対して反対の意見を持っているのではございません。ただ、残された任期限のない我々が今、なぜ制定しなければならないのかという思いです。実際に今回本条例が制定されるかもしれないという情報を耳にした福祉関係の仕事をしている方が、補助金の関連から立候補を断念するという話を聞きました。こういうことが我が市議会に明るい兆しが見えるのでしょうか。私

は、先進地も参考にし、まだまだ内容の検討をする余地があると思います。

もう、じきに任期も終わりになります。大変に重要な案件の一つであります新選良の手によって議論されていくことも選択肢の一つだと考えます。なお、さらにただいま議会運営委員会の一員である福田議員からこのような修正の動議が出されている内容をお聞きしまして、まさに集中して我々本当にこの内容について知っていたんだろうかということ改めて痛感させられた次第でございます。

以上、反対の意見として申し述べます。ありがとうございました。

**○議長（中里純人君）** 次に、濱田尚議員の発言を許します。

[10番濱田 尚君登壇]

**○10番（濱田 尚君）** 私は、議案第95号議員の政治倫理条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

全国的に議会改革とともに広まってきた政治倫理条例、以前我々有志議員で九州でも最も条例制定の多い福岡県福智町のほうに調査に参りました。そのときは大変厳しい条例だと感じましたが、しかし現在では全国的に広く制定がなされております。

時代の流れとともに、より高潔性を追求し、市民の皆様にも襟を正す姿勢をお示しする条例としてもはやスタンダード、標準的なものだと私は理解をいたしております。6月24日の南日本新聞でも肝付町議会が議員政治倫理条例で定めた政治倫理基準違反の疑いがあるとして議員6名が審査請求を提出し、政治倫理審査会が設置され、委員が選任されたそうであります。

このような事例がないことを願うわけでありませけれども、条例制定により、より公明正大な市政運営が期待できるのではないのでしょうか。このようなことを踏まえ、わかりやすい議会、そして議会改革にスピード感を持ってしっかり取り組んでいかなければなりません。先ほども倫理とは人として守るべき道、道徳、モラルであります。

議員の皆様のご賛同をお願いして賛成討論といたします。

**○議長（中里純人君）** 次に、西別府治議員の発言を許します。

[9番西別府 治君登壇]

**○9番（西別府 治君）** 私は、議会運営委員会から提出された議案に対して反対し、本日提案されました議員による提案に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

開かれた議会、このことはしっかりと進めていく、これが私たちいちき串木野市議会の最も大切にしたものであると考えております。本日の午前中の審議内容、皆さんどのように受けとめられたでしょうか。最終的には議運と全協の関係の否定的な発言があり、私たちが市民と語る会、そして議員と語る会、ずっと続けてきたこの開かれた議会に対しても大きなマイナス要因があったのではないかと考えます。

先ほど来、最高規範の基本条例、このことに対しても審議はしなかったという答弁であります。審議ではなく、この5章、7章を活用して議会を、委員会を進めていく、まさにこのことではないか。

皆さん、1回しか全協が開かれませんでした。そして、全協の質問自体も3回の答弁の中でも答えを見出すことができませんでした。私たちは真に市民に対して開かれた議会を行い、そして市民の信頼を勝ち得て議会運営が、そして議会活動が議員としてあると考えております。

倫理条例につきましては、私は設置については賛成であります。このことはしっかりと考えて受けとめております。今後、私たちが地方自治法92条のこの趣旨に照らし合わせて議会を運営していくことが望ましいというふうに考えております。皆さん、結果的に審議はなされずに、しかも短い間で95号の修正が出てきて、審議をされたというふうに考えております。

議会運営委員会の中に賛成議員がいらっしやいました。そして、その議員がずっと審議を重ねてきたわけでございます。このことも開かれた議会という観点からは疑義が私はあると思います。

これをもちまして、95号の委員会提出の議案については反対討論といたしたいと思っております。

次に、本日出されました議員提案の内容であります。

す。

まず条例を制定して、交付して効果が生まれなければなりません。皆さん、どうでしょうか。この効果は最小限で最大の効果を発揮する、このことが最も大切になると思います。先ほどの討論の中にもある立候補予定者が立候補を断念したと。やはり、さまざまなことを含めて効果、新たな立候補者の意欲減退につながらないような内容をつくっていく、このことが大切であると思います。それは92条の2を超えた条例の効果が私は確保が危惧されるのではないと思います。

その一つの明確な例であります。現在私たちは始良、鹿兒島、日置、本市の連携中枢都市構想を進めております。この構想は、経済成長の牽引、そして産業の育成、高度技術の育成、マーケットの拡大など民間が行政と一緒に進めていく企業の役割が大きな構想であると思います。

そして、最も重要視されるのが圏域における産・学・金、銀行ですね、そして官の連携強化に私は92条の2項を超えた条例制定はマイナス要因が危惧される。つまり、私たちの市、また市議会のイメージの向上にはつながらない。議員が出された92条を遵守するということが最も大切、大事であるというふうに考えます。

そして、条例制定の最終決定権者、最終的に決定する権者は私たち市議会議員であります。条例は改正されたり、廃止されない限り永久に効力があるわけであります。慎重な審議が必要であります。条例は法規でもあります。地方自治法92条の2項を超える縛りを早々に規定せず、まず憲法を頂点とする国の法令の範囲内に定めることが大切であるというふうに考えます。

以上のことから、住民の負担と立場を第一に権利を制限し、義務を果たすことは必要制限にとどめ、議員は条例の最終決定権者であるということをしつかりと申し上げ、賛成討論といたします。

**○議長（中里純人君）** 次に、田中和矢議員の発言を許します。

[3番田中和矢君登壇]

**○3番（田中和矢君）** 私は、議案第95号議会運営

委員会から提出されました議員の政治倫理条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

そのまず第一点は、市民の皆さんの議員に対する厳しい目を考えると、この議員の政治倫理条例を制定することで、全国で最近発生しております議員の不祥事等を未然に防止できるし、市民の信頼も得ることができるのではないかと考えます。

その第二点目は、各種の法律や条例も通常の良識や社会一般の良識や議員としての規範がしっかりと保たれていれば議員活動に支障はないし、それによって制約を受けるものではないと考えることです。

第三点目は、先ほどから同僚議員もおっしゃっておりますように、当議会では長年の懸案事項であるということです。税金の公平公正な執行を図ることが議会の大きな役目であるわけです。そのためにも極端な言い方かもしれませんが、議員が偏った立場で、あるいは姿勢で活動する可能性を防止する、それがこの倫理条例の制度趣旨であると考えます。

議員や家族が経営する企業、または事業所が市発注の事業を請け負い、あるいは物品を納入することについて多くの市民住民はこれを是認してはおりません。むしろ疑念を持っております。

私たち議員は住民の代表、代弁者として住民全体の利益を第一義に考えるべきだと考えます。自治体が発注する事業、物品の納入等について公平公正が強く求められること、公共事業などの予算を審議し、議決するのが議会の議員であり、その議員、親族が自治体の事業を請け負うのはおかしいと考えることは市民住民の間では極めて常識的なことだと思います。

ご存じのとおり地方自治法92条の2の制度趣旨は議員の兼業禁止を定めているものであり、請負額が年間総事業の幾らならいいという、そういったものでもありません。

議会基本条例を制定し、議会改革を図ることはもちろん、公正で適正な行政を確立し、市議会の信頼を高めるためにも、ぜひこの議員倫理条例制定の趣旨を酌んでいただき、さらに先ほど来、新たな議員が立候補することがこの倫理条例を制定することに

よってやめている者もあるというお話がありましたが、その議員は実は私は親しい関係にありまして、その議員によりますと、それが理由ではありません。家族の、具体的に言いますと奥さんの賛成が得られなくて出られないと、やむを得ない決断だと私に本当に長い間時間をかけて辞退のことを話していただいたことも申しつけておきます。

繰り返しますが、この倫理条例制定の趣旨を真摯に酌んでいただき、ぜひ賛同していただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

**○議長（中里純人君）** 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[17番福田清宏君登壇]

**○17番（福田清宏君）** 議案第95号いちき申木野市議会議員の政治倫理条例の制定について、議会運営委員会報告の修正案に反対の立場で討論を行います。

地方自治法第92条の2は、先ほどの修正案の中で触れましたが、その趣旨は市と議員本人との定めであり、そこには親戚の企業等がかかわらないと思っております。ところが、第4条第3項は関係者すなわち親族の企業等が市との取り引き等があるときはこれの辞退届を提出するよう努めよとのことであります。このことは他の法に触れることはありませんか。

これが決まれば、新しく議員となった親戚の企業は市との取り引きをやめなければならないのですか。今でも市議会議員に立候補する人が少ない中で、さらなる悪循環があるのではと危惧しております。

さらなる議員間討論を重ね、条文の検討を進め、条例制定すべきであり、時期尚早であります。以上をもって反対の討論といたします。よろしく願いをいたします。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** ほかに討論なしと認め、採決します。

まず、福田清宏議員、宇都耕平議員提出の修正案について採決します。

福田清宏議員、宇都耕平議員提出の修正案のと

り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議がありますので、起立・採決いたします。

福田清宏議員、宇都耕平議員提出の修正案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中里純人君）** 起立少数であります。

したがって、福田清宏議員、宇都耕平議員提出の修正案は否決されました。

次に、議会運営委員会の修正案について採決します。

議会運営委員会の修正案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議がありますので、起立・採決いたします。

議会運営委員会の修正案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中里純人君）** 起立多数であります。

したがって、議会運営委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 異議がありますので、起立・採決いたします。

修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中里純人君）** 起立多数であります。

したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

△日程第11 議案第96号

**○議長（中里純人君）** 次に日程第11、議案第96号

いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長大六野一美君登壇〕

**○議会運営委員長（大六野一美君）** ただいま議題とされました議案第96号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定についてであります。

去る平成28年12月26日から平成29年6月20日まで計8回にわたり委員会を開催をし、その中で書類審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

本案は、平成28年第4回市議会定例会において8名の議員によりいちき串木野市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき提出され、本委員会に付託されたものであります。本案はいちき串木野市議会議員の政治倫理条例の施行に関し、必要な事項を定めようとするものであります。これまで協議した内容についての修正案が平成29年6月19日に委員から提出がありました。

修正案の内容は、議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例に対する修正案に関連し、関係条文について第2条第2項中の「証拠資料」を「資料」に改め、様式第1号中の「政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する資料」を「政治倫理基準等に違反している具体的態様を明らかにする資料」に改めるという修正案であります。

議案第96号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則に対する修正案については採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。また、修正部分を除く原案についても、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で議案96号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（中里純人君）** これより議会運営委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議案第96号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定については、修正案が提出されていますので、原案及び修正案について一括して討論を行います。

宇都耕平議員の発言を許します。

[16番宇都耕平君登壇]

**○16番（宇都耕平君）** 私は、議案第96号いちき串木野市市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定について反対の立場で討論いたします。

これは、議案第95条の関連議案であり、95条と同様の立場で反対でございますので、これで反対討論といたします。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中里純人君）** ほかに討論なしと認め、起立・採決します。

修正案に対する委員長の報告は可決であります。

修正案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（中里純人君）** 起立多数であります。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 閉会中の継続審査について

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第12、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

---

△日程第13 閉会中の継続調査について

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

△日程第14 議員派遣について

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中里純人君）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

---

△市長挨拶

**○議長（中里純人君）** この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

---

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、平成29年第2回い  
ちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時35分

## 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 1、件名 請願第2号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願  
陳情第1号 『農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）』の復活を求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成29年6月30日

産業建設委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

---

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 事 件
1. 人口減少対策について
  2. 企業誘致について
  3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
  4. 行財政改革について

平成29年6月30日

総務委員会

委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 事 件
1. 環境問題について
  2. 教育問題について
  3. 健康問題について
  4. 福祉問題について
  5. 医療費抑制について

平成29年6月30日

教育民生委員会

委員長 東 育 代

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

---

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
  2. 商工・観光・交通運輸について
  3. 公共事業（社会資本整備）について

平成29年6月30日

産業建設委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

---

## 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成29年8月3日
- (4) 派遣議員 全議員

#### 2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成29年7月20日  
平成29年8月16日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員